

一宮町男女共同参画計画策定懇話会設置要綱を次のように定める。

令和3年7月9日

一宮町長 馬淵 昌也

一宮町告示第24号

一宮町男女共同参画計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 一宮町男女共同参画計画を策定するにあたり、意見を聴取するため、一宮町男女共同参画計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、一宮町男女共同参画計画に関することについて協議し、意見を述べるものとする。

(組織等)

第3条 懇話会は、町長が指名する委員15名以内をもって組織する。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 懇話会に、座長及び副座長各1人を置く。

2 座長及び副座長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 座長は、懇話会を代表し、会議を総理する。

4 座長は、懇話会を招集し、会議の議長となる。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(町の役割)

第5条 町の役割は次のとおりとする。

(1) 懇話会の開催及び運営を支援する。

(2) 必要に応じて資料、情報等の提供をするとともに、職員を会議に参加させ
る。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、男女共同参画事務を所管する課において処理する。

(その他)

第7条 懇話会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3
項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

2 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、懇話会
で
定める。

附 則

この告示は、令和3年7月9日から施行する。